

WEEE 指令対応のお知らせ

平素は三菱電機ギヤードモータをご愛顧頂き、厚く御礼申し上げます。
さて、世界的に環境問題への関心が高まる中、欧州電気電子機器廃棄物指令(WEEE 指令^{※1})のドイツ国内法で対象範囲拡大が予定される等、欧州において電気電子機器の廃棄量抑制促進の動きが広がっております。この動きを受け、当社モータの対象機種におきまして、「クロスアウトホイールドビン(Crossed-out wheeled bin)マーク^{※2}(以下マークと表記)」を追加しますので、お知らせいたします。

- ※1 電気電子機器廃棄物指令(Directive on Waste Electrical and Electronic Equipment:WEEE 指令)
電気電子機器の再利用やリサイクルを促進し、電気電子機器の廃棄量抑制を目的とした欧州指令
※2 電気電子機器の一般廃棄物として破棄せず分別収集を促すための表示(EU 域内で有効)

記

1. 対象機種

ギヤードモータ	GMシリーズ	EN規格準拠品(CEマーク品)
グローバルPMモータ	EM-Aシリーズ	EN規格準拠品(CEマーク品)
S-PMギヤードモータ	GVシリーズ	EN規格準拠品(CEマーク品)

2. 変更内容

製品本体にマーク(図1)を追加いたします。
(定格銘板の例を図2,3に示します)
本変更による製品の機能、性能、品質への影響はありません。



図1 マーク

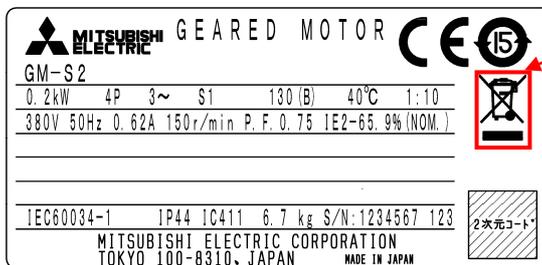


図2 GMシリーズの定格銘板の例

※掲載する図は一例でありマーク位置、記載内容が実際とは異なる場合があります。

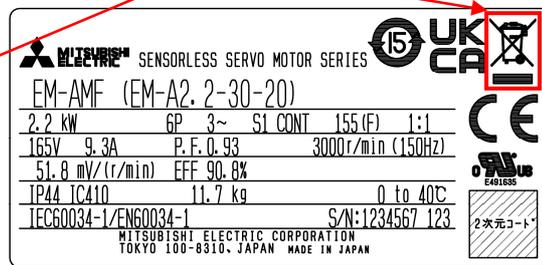


図3 EM-Aシリーズの定格銘板の例

3. 変更時期

2022年12月生産分より順次変更いたします。

4. 注意事項

(1)当該モータがEU域内に輸出される場合はWEEE指令の対象となり製品へのマーク表示が必要です^{※3,4}
ただし、下記モータはWEEE指令の対象外となりますので製品へのマーク表示は不要です。

- ・装置の内部に組み込まれた状態のモータ
- ・お客様自身が販売する装置の修理パーツとしてのモータ

- ※3 1項記載の対象機種はCEマーキングを実施しています。WEEE指令対応はCEマーキング実施のための要件ではありません
※4 お客様(または輸入者様)にてWEEE 指令対応(EU 各国当局への登録、年間輸入重量報告など)が必要となる場合がありますので、各国法令の要求事項のご確認・ご対応をお願いいたします

(2)在庫消化期間におきましては変更前の製品が出荷される可能性がございますので、確実に変更後の製品が必要なお客様は当該モータご購入の三菱電機機器代理店窓口にご相談頂けますようお願いいたします。

以上

発行 日付	2022年12月	件名	WEEE 指令対応のお知らせ	三菱電機 FA 産業機器株式会社 〒819-0192 福岡市西区今宿東1-1-1 TEL (092) 805-3141
----------	----------	----	----------------	---